

処分庁 大阪府

処 分 の 種 類	業務停止処分(15日間) 業務停止期間:令和8年1月13日～同年1月27日
処 分 年 月 日	令和7年12月22日
商 号 又 は 名 称	日住建物株式会社 (法人番号 5120001219614)
代 表 者	薦田 一鵬 王 峰
免許証番号及び免許年月日	大阪府知事(2)第61520号 令和6年12月17日
主たる事務所の所在地	大阪市中央区
処 分 等 の 理 由	被処分業者は法第72条第1項の規定による報告命令に対し、正当な理由なく報告をしなかつた。 このことは、法第65条第2項第4号に該当する。